

清水町有林 J ークレジット販売要領

(趣旨)

第 1 条 この要領は、清水町が町有林において J ークレジット制度により取得した J ークレジット（以下「町有林 J ークレジット」という。）を、カーボン・オフセットに取り組む事業者、団体等に販売することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) J ークレジット制度 国が運営する「国内における地球温暖化対策のための排出削減・吸収量認証制度（J ークレジット制度）実施要綱」により実施される制度をいう。
- (2) J ークレジット登録簿 J ークレジット制度に基づき発行されるクレジットを管理し、その取得、保有、移転及び無効化について、電子的に記録したものをいう。
- (3) 保有口座 J ークレジット登録簿において、J ークレジットを保有するための口座をいう。
- (4) 移転手続 J ークレジット登録簿において、自らの口座に記載された J ークレジットを他者の口座に移転するための手続をいう。
- (5) 無効化 オフセットで使用されたクレジットが再販売又は再使用をされることを防ぐために、無効にすることをいう。

(購入者の募集)

第 3 条 町有林 J ークレジットの購入者（以下「購入者」という。）の募集は、原則として町ホームページ等により行うものとする。

2 町有林 J ークレジットの販売は、清水町が保有する数量の範囲内で行うものとし、町ホームページ等に販売できる数量を公表する。

(販売数量の単位及び販売価格)

第 4 条 最低販売数量は 1 トン (t-CO₂) とし、1 トン (t-CO₂) 単位での販売とする。

2 販売単価は、町長が別に定めるものとし、町ホームページ等により公表する。

(購入の申込み)

第 5 条 町有林 J ークレジットの購入を希望する者（以下「購入希望者」という。）は、次に掲げる書類を町長に提出するものとする。

- (1) 清水町有林 J ークレジット購入申込書の提出について（別記様式第 1 号）

- (2) 清水町有林 J ークレジット購入申込書（別記様式第 2 号）
 - (3) 事業者(団体)の概要調書（別記様式第 3 号）
 - (4) 事業者等の定款の写し又はこれに代わるもの
- 2 町長は、前項による申込みがあった場合で必要と認めるときは、購入希望者に対し町有林 J ークレジットの販売に必要な範囲において、資料の提出を求めることができる。

（購入者の決定）

第 6 条 町長は、前条第 1 項の規定による申込みがあった場合は、先着順に当該申込み内容を審査のうえ購入者を決定し、清水町有林 J ークレジット販売決定（不決定）通知書（別記様式第 4 号）により通知する。ただし、次に掲げる事業者、団体等には販売しない。

- (1) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする事業者、団体等
- (2) 特定の公職者（候補者を含む。）又は政党を推薦、支持又は反対することを目的とする事業者、団体等
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員が経営等を実質的に関与していると認められる事業者、団体等
- (4) 前各号に掲げるもののほか、カーボン・オフセットの適正な実施ができないと認められる事業者、団体等

（契約書等の作成）

第 7 条 町長は、前条の規定により決定した購入者と契約書等を作成し取り交わすものとする。

（売買代金の納付）

第 8 条 購入者は、町有林 J ークレジットの売買代金を、町長が別に定める期日までに、町が発行する納入通知書により納入するものとする。

（町有林 J ークレジットの移転等）

第 9 条 町長は、購入者から売買代金の納付を確認した後、J ークレジット登録簿の操作により、町の保有口座から購入者が指定する口座へ町有林 J ークレジットの移転手続を行うものとする。

- 2 購入者が口座を保有しない場合及び口座を指定しない場合は、町が町有林 J ークレジットの無効化を行うものとする。

（証明書の発行）

第 10 条 町長は、購入者に対し町有林 J ークレジットを購入した証とするため、販売した町有林 J ークレジットの無効化の終了後、オフセット量を記載した

証明書（別記様式第 5 号）を発行する。

（協議）

第 11 条 この要領に定めのない事項について疑義が生じた場合は、町長と購入者双方が誠意を持って協議し、解決を図るものとする。

（その他）

第 12 条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要領は、令和 7 年 3 月 1 2 日から施行する。

別記様式第 1 号(第 5 条関係)

年 月 日

清水町長 様

(事業者名)

(代表者名)

(所 在 地)

(電話番号)

清水町有林 J ークレジット購入申込書の提出について

清水町有林 J ークレジットについて、次のとおり関係書類を添えて購入申込書を提出します。

添付書類

- (1) 清水町有林 J-クレジット購入申込書 (別記様式第 2 号)
- (2) 事業者 (団体) の概要調書 (別記様式第 3 号)
- (3) 事業者等の定款の写し又はこれに代わるもの

別記様式第 2 号(第 5 条関係)

清水町有林 J ークレジット 購入申込書

購 入 希 望 者 (契 約 者)	事業者 (団体) 名	
	代表者名	
	住 所	
	電話番号	
	F A X	
	メールアドレス	
	担当部署 担当者名	
購 入 目 的	※ 使用者、使用内容、使用量、使用時期等が決まっていれば記載すること	
非 該 当 確 認 (いずれかに○印)	清水町有林 J ークレジット販売要領第 6 条第 1 項各号に ア いずれも該当しません イ 第 号に該当します	
購 入 希 望 量	トン(t-CO2)	
保有口座の有無 (いずれかに○印)	ア J ークレジット登録簿に口座を保有又は今後保有する予定であるので、売買代金を支払い後、指定する保有口座に移転を希望 イ J ークレジット登録簿に口座を保有しないので、 売買代金を支払い後、無効化口座に移転を希望	
契 約 希 望 時 期		
報道発表等に関する希望	※ 希望する公表内容、公表時期を記載すること	
町ホームページ の掲載について (いずれかに○印)	ア 社名等の固有名詞の公表を希望します イ 社名等の固有名詞の公表を希望しません	
そ の 他		

事業者(団体) の概要調書

[illegible]

別記様式第4号(第6条関係)

年 月 日

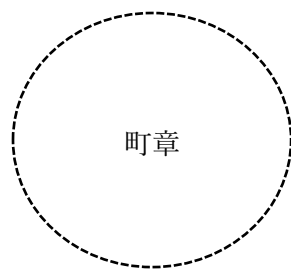
(購入希望者) 様

清水町長

清水町有林 J-クレジット販売決定（不決定）通知書

年 月 日付で提出のあった清水町有林J-クレジット購入について、審査の結果、購入者として決定（不決定）としたので通知します。

なお、契約書を添付しますので、内容確認のうえ提出してください。（不決定の場合は削除）



証 明 書

(購入者) 様

貴社は清水町有林J-クレジット販売要領に基づ
く町有林J-クレジットを購入したことを証明しま
す。

【 購入数量 】 トン (t - CO₂)

年 月 日

清水町長